

泉南市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画及び  
第2次自殺対策計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

泉南市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画及び第2次自殺対策計画策定支援業務

2. 期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 目的

国や府の動向、泉南市の健康や食に関する状況等を的確に把握し、将来を展望して、健康増進法第8条第2項に基づく「泉南市第3次健康増進計画」を策定するものとする。また、食育基本法第18条に基づく次期「泉南市第2次食育推進計画」及び自殺対策基本法第13条第2項に基づく次期「泉南市第2次自殺対策計画」も一体的に策定することを目的とする。

4. 業務内容

【令和5年度業務】

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国や府の関連計画、健康増進や食育を取り巻く社会情勢、新たな自殺総合対策大綱、自殺総合対策センターから提供される自殺実態プロフィールや地域自殺政策パッケージの内容、泉南市の概要及び社会経済的特性等について、泉南市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 市民アンケート調査

市民の生活実態や健康状態、健康水準や食育、自殺問題に対する意識や行動等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。

調査票の設計及び印刷、発送用封筒(角2封筒)・返信用封筒(長3封筒)の印刷、発送用封筒への封入封緘、宛名ラベルの貼り付け、送付は受託者が行うこと。Web回答環境案内はがきを学校等の施設を通じて配布し、Web環境から回答いただく想定とする。なお、Web回答が難しい方がいた場合は、委託者にて調査票の印刷・配布・回収を対応する。宛名ラベルの作成、調査票の回収、郵送費の負担は委託者が行う。受託者は回収した調査票を委託者から受領し、調査結果の入力・集計・分析を行い、結果をとりまとめる。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	①20歳以上の一般市民 ②市内に所在する全保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校に在籍している全児童 ③保健センター利用者
------	--

サンプル数	①約 2,000 票 ②約 6,000 票 ③調査期間内に訪れた保健センター利用者
調査方法	①郵送配布・回収 ②学校配布・Web 回答での回収 ③センター利用者に直接配布・回収
調査票種類数	3 種
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

### (3) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために有識者や市民等で構成される計画策定委員会（2 回開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援や会議終了後の会議録要旨の作成を行う。

### 【令和 6 年度業務】

#### (4) 庁内関係課に対する調査

保健福祉関係課、子ども・子育て支援関係課や教育関係課、産業関係課や市民窓口関係課、総合政策関係課等の健康・食育・自殺対策関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、各担当課がシートに必要事項を記入する。各担当課への配布・回収は委託者が行き、受託者が結果のとりまとめを行う。

#### (5) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、健康・食育・自殺対策に関わる施策を実施するうえでの課題を整理し、ライフステージや地域性に着目しながら、重点課題を抽出する。

#### (6) 検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・府の施策及び泉南市の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

#### (7) 計画骨子案・素案の作成

上記の調査結果を踏まえて本計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

#### (8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを泉南市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

#### (9) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために有識者や市民等で構成される計画策定委員会（4 回開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに出席し、協議事項に

関するアドバイス等の支援や会議終了後の会議録要旨の作成を行う。

## 【令和5・6年度共通】

### (10) 情報提供支援

本計画委託期間中において、計画に記載する施策や計画策定後の進行管理の参考資料とするため、全国の健康増進・食育推進・自殺対策に関する取組を、受託者において調査する。自治体属性の比較もできるよう当該団体の人口等の基本情報や、取組を行う担当部署、取組の目的やそれによる成果などを取りまとめ、本市に提供すること。

また、本業務で策定する各計画は、それぞれ健康増進法・食育基本法・自殺対策基本法に基づくものであることから、計画策定期間中において、受託者は上記法律の改正の有無を調査すること。

## 5. 成果品

### 【令和5年度】

- ・アンケート調査結果報告書：データ納品（Word及びPDF）
- ・健康増進・食育推進・自殺対策に関する取組事例調査結果報告資料
- ・その他業務に関連する一式

### 【令和6年度】

- ・泉南市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画及び第2次自殺対策計画本編：(A4、150頁、表紙4色デザイン有、本文1色) 300部及びデータ一式納品（Word/PDF）
- ・泉南市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画及び泉南市第2次自殺対策計画概要版：(A4、8頁、4色、デザイン有) 1,000部及びデータ一式納品（Word/PDF）
- ・健康増進・食育推進・自殺対策に関する取組事例調査結果報告資料
- ・その他業務に関連する一式

## 6. その他

- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び都道府県から示されるなど状況が変化した場合には、泉南市と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの認証を取得していること。
- ・月1回以上、担当研究員もしくは業務窓口担当者が本市を訪問し、進捗の管理や担当研究員との調整を図ることが可能なこと。
- ・本仕様書で明示のないものやその他疑義が生じた場合については、必要に応じ双方協議の上、決定すること。